



# 熊本県公報

第13020号  
令和3年(2021年)  
4月23日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 登録特定行為事業者の登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (障がい者支援課) 1
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(荒尾加入区外  
12加入区)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (団体支援課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (高齢者支援課) 3
- 熊本県全庁ネットワーク再構築業務委託・・・・・・・・・・・・・・・・ (情報政策課) 4
- 造成宅地防災区域の指定の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (建築課) 4
- 造成宅地防災区域の指定の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ( // ) 4
- 造成宅地防災区域の指定の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ( // ) 5
- 造成宅地防災区域の指定の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ( // ) 6
- 造成宅地防災区域の指定の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ( // ) 6
- 造成宅地防災区域の指定の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ( // ) 6
- 造成宅地防災区域の指定の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ( // ) 7
- 造成宅地防災区域の指定の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ( // ) 7
- 造成宅地防災区域の指定の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ( // ) 8
- 造成宅地防災区域の指定の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ( // ) 9
- 造成宅地防災区域の指定の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ( // ) 10
- 造成宅地防災区域の指定の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ( // ) 11
- 造成宅地防災区域の指定の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ( // ) 12
- 予算の専決処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (財政課) 13
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定・・・・ (障がい者支援課) 14

### 公 告

- 農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (農地・担い手支援課) 14
- 農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ( // ) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・ (建築課) 16
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・ ( // ) 16
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・ ( // ) 16
- 換地計画の適否決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (農地整備課) 17
- 熊本県全庁ネットワーク再構築業務委託・・・・・・・・・・・・・・・・ (情報政策課) 17
- 令和3年度(2021年度)狩猟免許試験並びに狩猟免許更  
新に係る講習及び適性検査の実施・・・・・・・・・・・・ (自然保護課) 20
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出・・・・・・・・・・・・ (商工振興金融課) 23
- 令和3年度電算処理業務委託契約に係る相手方の決定・・・・ (情報政策課) 24
- 令和3年度電子計算機等の賃貸借に関する契約に係る相手方  
の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ( // ) 24
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・ (建築課) 25
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・ ( // ) 25
- 土地改良区の役員を選任等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (農村計画課) 25
- 土地改良区の定款変更の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ( // ) 26

### 登 載 依 頼

- 計画段階環境配慮書の一般意見の募集・・・・・・・・・・・・ (山都太陽光発電所合同会社) 26
- 少年指導委員の委嘱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (警察本部生活安全企画課) 27
- 熊本県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術  
の利用に関する規則の一部を改正する規則の制定・・・・ (教育政策課) 28
- 令和3年度(2021年度)・4年度(2022年度)・5  
年度(2023年度)熊本県警察本部庁舎清掃業務委託に係  
る落札者の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (警察本部会計課) 28

## 告 示

熊本県告示第414号  
社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定に  
より登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条  
の8の規定により次のとおり公示する。

令和3年(2021年)4月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
社会福祉法人権現福祉会 八代市場町35番地2	重症心身障がい児・者通所支援事業所 ゆいまーる 八代市高下西町1760番地	432200061	令和3年(2021年)4月9日

**熊本県告示第415号**

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次の表のとおり公示する。

なお、令和3年(2021年)4月23日から令和3年(2021年)5月7日までの間、次の表の縦覧場所に掲げる場所において、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和3年(2021年)4月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区 の 名称	発起人の住所及び氏名	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合	縦覧場所
荒尾加入区	荒尾市荒尾1427番地1 西川 幸一 荒尾市荒尾780番地1 矢野 浩治 荒尾市一部390番地 大園 明義	荒尾漁業協同組合	荒尾漁業協同組合
海路口加入区	熊本市南区海路口町3438番地 川上 武明 熊本市南区海路口町3861番地5 鎌田 勇人 熊本市南区海路口町837番地 山本 正一	海路口漁業協同組合	海路口漁業協同組合
樋島加入区	上天草市龍ヶ岳町樋島2595番地 桑原 千知 上天草市龍ヶ岳町樋島2553番地2 安井 義数 上天草市龍ヶ岳町樋島565番地7 段下 昭男	樋島漁業協同組合	樋島漁業協同組合
栖本加入区	天草市栖本町湯船原912番地1 倉本 雄市 天草市栖本町古江100番地2 山崎 生男 天草市栖本町馬場3527番地1 緒方 錫志	栖本漁業協同組合	栖本漁業協同組合
中加入区	上天草市大矢野町中4231番地 西田 一守 上天草市大矢野町中7943番地1 浦上 清武 上天草市大矢野町中11027番地 濱田 四郎	天草漁業協同組合	天草漁業協同組合
維和加入区	上天草市大矢野町維和910番地 山本 二徳 上天草市大矢野町維和4928番地4		

	梅元 公治 上天草市大矢野町維和3158番地1 小林 一誠		
上加入区	上天草市大矢野町上7554番地17 本田 賢治 上天草市大矢野町上5208番地 山崎 勝喜 上天草市大矢野町上6672番地 上川 敏廣		
湯島加入区	上天草市大矢野町湯島588番地1 松尾 形一 上天草市大矢野町湯島708番地3 松尾 重人 上天草市大矢野町湯島697番地 松尾 繁一		
御所浦加入区	天草市御所浦町御所浦3552番地1 友村 喜一 天草市御所浦町御所浦4697番地 松岡 義人 天草市御所浦町牧島168番地 中村 誠也		
佐伊津加入区	天草市佐伊津町1116番地11 澤田 唯二 天草市佐伊津町2159番地1 澤田 善伸 天草市旭町95番地 中本 光一		
崎津加入区	天草市河浦町崎津369番地 山下 富浩 天草市河浦町崎津333番地 浦本 清喜 天草市河浦町河浦1749番地 平田 太		
深海加入区	天草市深海町2771番地 新田 司 天草市深海町1055番地 山道 清樹 天草市深海町727番地10 須崎 弘和		
久玉加入区	天草市久玉町1490番地2 松崎 茂森 天草市久玉町1767番地2 萩山 市藏 天草市久玉町3111番地6 田中 大和		

熊本県告示第416号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和3年（2021年）4月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ヒューマンケアブロッサムズ	ブロッサムありさ	八代市鏡町下有佐162-7	令和3年(2021年)4月13日	訪問介護

**熊本県告示第417号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和3年（2021年）4月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 競争入札に付する事項
- 2 入札参加資格
 

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「情報処理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 入札申請の方法
 

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
  - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 

熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
 

公告の日から令和3年（2021年）5月7日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
 

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間
 

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和6年（2024年）3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続
 

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和5年（2023年）10月1日から令和5年（2023年）11月30日（熊本県の休日を含め定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

**熊本県告示第418号**

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により平成30年（2018年）3月13日熊本県告示第192号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和3年（2021年）4月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

中道地区造成宅地防災区域  
上益城郡益城町大字惣領字中道1504番1、又1504番1、1504番4、1504番5、1504番6、1504番7、1504番8、1504番9、1504番10

**熊本県告示第419号**

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により令和2年（2020年）4月21日熊本県告示第376号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3

3項の規定により公示する。  
令和3年(2021年)4月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

石井川地区(拡充)  
上益城郡益城町大字古閑字石井川510番1、511番

熊本県告示第420号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により令和元年(2019年)6月14日熊本県告示第98号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。  
令和3年(2021年)4月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

古閑1地区(大規模)

- 上益城郡益城町大字古閑字宅地371番1、371番2、372番1、372番2、372番3、373番1、373番2、373番3、374番1、374番2、375番、376番、377番、378番、379番、380番1、380番2、380番3、380番4、380番7、380番8、380番10、381番1、381番2、381番4、381番5、382番、383番1、383番2、385番、386番、387番・454番5合併、388番、389番1、389番2、390番2、390番3、390番4、394番1、395番、395番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、396番、397番1、397番2、398番1、398番2、405番1、405番2、405番3、406番1、407番、408番、409番1、409番2、409番3、410番1、410番2、410番7、410番8、411番1、411番2、412番、413番、414番1、414番2、415番1、415番2、416番、417番、418番1、418番2、419番1、419番2、419番3、419番4、419番5、420番1、420番2、421番、422番、423番、424番、425番1、425番2、425番3、425番4、425番5、425番6、426番1、427番1、427番2、427番3、427番4、427番5、427番6、430番1、430番3、430番4、430番5、431番、432番、433番1、433番4、433番6、433番7、433番8、433番9、433番14、433番18、433番19、433番21、433番23、433番24、433番3、433番25、434番1、434番2、434番3、435番1、435番2、435番3、436番1、436番2、437番、437番1、437番2、438番、439番、440番、440番1、441番1、441番1地先の水、441番2、441番3、442番、443番、444番1、444番2、445番、446番、447番、448番、449番2、450番、451番1、451番2、452番、453番1、453番2、453番3、454番1、454番2、454番3、454番4-1、454番4-2、454番4-3、454番6、454番7、454番8、454番9、454番10、454番11、454番12、454番13、454番14、454番15、454番16、454番17、454番18、454番19、454番20、454番21、454番22、454番23、454番24、454番25、454番26、454番27、454番28、454番29、454番30、454番31、454番32、454番33、454番34、454番35、454番36、454番37、454番39、454番42、454番43、454番44、454番45、454番46、454番47、455番、456番、457番、458番1、458番2、458番3、458番4、459番1、459番2、460番、461番1、461番2、462番、463番1、464番、465番、466番1、466番3、467番、469番、470番、471番、472番1、472番2、472番3、472番4、472番6、472番7、472番8、472番9、472番10、472番11、472番12、472番13、472番14、472番15、472番16、472番17、472番18、472番19、472番20、473番、474番、475番、476番2、480番1、481番1、482番、483番1、484番、485番1、485番2、485番3、486番1、486番8、486番8地先の脱落地、488番1
- 上益城郡益城町大字古閑字石井川497番6、497番7、497番8、497番9、497番10、497番11、497番12、498番1、498番2、499番1、499番2、499番3、499番4、500番1、500番2、500番3、500番4、500番5、500番6、500番7、500番8、500番9、500番10、500番11、501番1、501番2、501番3、501番4、502番、503番、504番、504番1、504番2、506番

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第421号**

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により令和2年（2020年）11月13日熊本県告示第843号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和3年（2021年）4月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 下陳③  
上益城郡益城町大字下陳字柿迫1343番1
- 2 宮園⑨  
上益城郡益城町大字宮園字一ノ迫867番6、867番1、867番7
- 3 赤井①  
上益城郡益城町大字赤井字西鶴577番1
- 4 惣領④  
上益城郡益城町大字惣領字北横大道1680番5

**熊本県告示第422号**

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により平成31年（2019年）1月25日熊本県告示第52号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和3年（2021年）4月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

宮園1地区（大規模）（追加）

上益城郡益城町大字宮園字居屋敷539番1、539番2、539番3、539番4、540番1、540番2、540番3、541番1、541番3、541番4、541番5、541番6、541番7、541番8、541番9、541番10、541番11、541番12、541番13、542番、542番1、543番、543番1、543番2、596番2、596番3、594番1、594番2、594番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、594番3、594番4、594番5

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第423号**

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により令和元年（2019年）5月7日熊本県告示第8号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和3年（2021年）4月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

福原3地区（大規模）

上益城郡益城町大字福原字北市ノ川5356番の一部（次の図に示す部分に限る。）、5357番、5358番、5359番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、5359番2、5363番の一部（次の図に示す部分に限る。）、5364番の一部（次の図に示す部分に限る。）、5365番、5366番、5367番、5368番、5369番1、5369番2、5371番1、5371番2、5372番、5373番、5373番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、5374番の一部（次の図に示す部分に限る。）、又5375番、5375番2、5375番2地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）、5375番3、5375番3地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、5377番の一部（次の図に示す部分に限る。）、5386番、5387番、5388番1、5388番2、5388番3、5388番4、5389番、5390番、5391番、5392番1、5392番2、5392番3、5393番、5394番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、5394番2  
上益城郡益城町大字福原字南市ノ川5395番1、5395番2、5395番2地先の道、5396番の一部（次の図に示す部分に限る。）、5457番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、5457番2、5457番3の一部（次の図に示す部分に限る。）、5457番4、5457番7、5458番2、5458番3、5459番、5460番1、5460番2、5460番3、5460番4、5460番5、5461番1、5461番2、5462番1、5462番2、5463番、5464番、5465番1、5465番2、5465番3、5466番、5467番、5469番1、5469番2、5473番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、5473番2、5482番の一部（

次の図に示す部分に限る。)、5483番の一部(次の図に示す部分に限る。)、5484番・5485番合併の一部(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第424号**

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成30年(2018年)3月13日熊本県告示第192号(造成宅地防災区域の指定)、平成29年(2017年)12月22日熊本県告示第1108号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和3年(2021年)4月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 城ノ本地区造成宅地防災区域  
上益城郡益城町大字寺迫字城ノ本881番、884番、881番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 2 南市ノ川地区(その1)造成宅地防災区域  
上益城郡益城町大字福原字南市ノ川5460番4、5460番4地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、5460番5、5461番1、5461番2
- 3 居屋敷地区造成宅地防災区域  
上益城郡益城町大字宮園字居屋敷592番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、592番13、592番14、592番14地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、592番16、592番18
- 4 辻地区(その2)造成宅地防災区域  
上益城郡益城町大字宮園字辻701番2、701番3、701番2地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 5 辻地区(その4)造成宅地防災区域  
上益城郡益城町大字宮園字辻671番12、672番6、672番7、672番10、671番2、671番2地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、672番2、672番3
- 6 火迫地区(その3)造成宅地防災区域  
上益城郡益城町大字安永字火迫751番2、751番2地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、751番3、751番4
- 7 火迫地区(その4)造成宅地防災区域  
上益城郡益城町大字安永字火迫749番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、749番2、750番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、750番2、750番2地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、750番5、752番の一部(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第425号**

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成30年(2018年)7月13日熊本県告示第565号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和3年(2021年)4月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**安永1地区(大規模)**

上益城郡益城町大字安永字馬水迫1793番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、1793番23の一部(次の図に示す部分に限る。)、1793番24、1793番24地先の水、1793番25、1793番26、1793番27、1793番52の一部(次の図に示す部分に限る。)、1793番53、1793番54、1793番55、1793番65、1793番66、1801番1、1801番1地先の道、1801番6、1823番1、1823番1地先の道、1823番3、1823番4、1823番5、1823番8、1823番9、1823番11、1823番12、1823番13、1823番14、1823番15、1823番16、1823番17、1823番18、

1823番19、1823番20、1823番21、1823番22、1823番23、  
 1823番24、1823番25、1823番26、1823番27、1823番28、  
 1823番29、1823番30、1823番31、1823番32、1823番33、  
 1823番34、1823番35、1823番36、1823番37、1823番38、  
 1823番39、1823番40、1823番41地先の道、1823番41、182  
 3番42、1823番43、1823番44、1823番45、1823番46、18  
 23番47、1823番48、1823番49、1823番50、1823番51、1  
 823番52、1823番53、1823番54、1823番55、1823番56、  
 1823番57、1823番58、1823番59、1823番60、1823番61、  
 1823番62、1823番64、1823番65、1823番66、1823番67、  
 1828番3、1834番2、1835番2、1836番2、1837番1、1837  
 番2、1837番3、1838番2、1839番1、1839番2、1839番4、1  
 840番2、1841番2、1841番3、1842番2、1842番3

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第426号**

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により令和元年(2019年)6月28日熊本県告示第128号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和3年(2021年)4月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

広崎1地区(大規模)

上益城郡益城町大字広崎字内無田384番1、384番3、384番4、384番5、  
 384番6、385番、385番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、386  
 番1、386番2、389番1、389番2、390番1、390番2、390番3、  
 390番4、390番5、391番1、391番2、391番3、391番4、391  
 番5、391番6、391番7、391番8、391番9、393番5、394番1、  
 394番4、394番5、394番6、394番7、394番8、395番2の一部(次  
 の図に示す部分に限る。)、396番1、396番2、396番3、396番4、39  
 6番5、396番6、396番13、396番14、396番15、396番16、4  
 30番1、430番2、430番3、430番4、430番5、430番6、430番  
 7、430番7地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、430番8、430番9、  
 430番10、430番11、430番12、430番13、430番14、431番  
 1、432番1、432番4、432番5、403番1、406番、406番2、40  
 7番1、407番2、408番1、468番1、468番2、468番3、468番4、  
 468番4地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)  
 上益城郡益城町大字広崎字北原469番1、469番1地先の道の一部(次の図に示  
 す部分に限る。)、469番2、469番3、469番4、469番7、469番8、4  
 70番1、470番12、470番13、470番14、470番15、472番2、4  
 72番4、492番1、493番1、493番2、493番3、493番4、493  
 番5、494番1、494番2、494番3、494番4、494番5、494番6、  
 495番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、496番1の一部(次の図に示す部  
 分に限る。)、496番4、496番9、496番10、496番11、496番12、4  
 97番1、497番2、498番1、498番2、498番4、498番5、498番  
 6、498番7、498番8、498番9、499番1、499番2、499番3、4  
 99番4、499番5、500番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、500番3の  
 一部(次の図に示す部分に限る。)、500番4の一部(次の図に示す部  
 分に限る。)、501番1、501番5、501番6、501番7、501番8、501番10、501  
 番12、501番16、501番17、501番18、502番1、502番2、50  
 2番3、502番4、502番5、502番6、502番7、503番1、503番2、  
 503番3、503番4、503番5、503番6、503番7、503番8、504  
 番1、504番2、504番3、504番4、504番5、504番6、504番7、  
 504番9、504番13、504番14、505番1、505番2、505番3、5  
 05番4、505番5、505番6、505番7、505番8、506番1、506番  
 4、506番5、506番6、506番7、506番8、506番9、506番10、  
 506番11、506番12、506番13、506番14、506番15、506番  
 16、507番1、507番2、507番3、507番4、507番5、507番6、  
 507番7、507番8、507番9、507番10、508番、509番1、509  
 番2、509番3、510番1、510番2、510番3、511番、512番1、5  
 12番2、513番1、513番4、513番6、513番8、513番9、513番  
 10、514番1、514番2、514番3、514番3地先の水、514番4、51  
 4番5、514番6、514番8、515番1、515番2、515番3、515番4、  
 515番5、515番8、515番9、515番10、515番11、515番12、  
 515番13、515番14、515番17、515番18、515番19、516番





89番4、1589番5、1590番1、1590番2、1590番3、1590番4、  
 1591番1、1591番2、1592番2、1593番1、1593番2、1593  
 番3、1594番1、1594番2、1594番3、1594番4、1594番5、1  
 594番6、1594番7、1594番8、1594番9、1594番10、1594  
 番11、1594番12、1594番13、1594番14、1594番15、159  
 4番16、1594番17、1594番18、1594番19、1594番20、15  
 94番21、1594番22、1594番23、1594番24、1594番25、1  
 598番1、1598番2、1598番3、1599番5、1599番6、1599番  
 7、1601番1、1601番2、1602番1、1602番2、1602番3、16  
 02番4、1602番5、1602番6、1602番7、1613番1、1613番2、  
 1613番3、1613番4、1614番

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第429号**

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成30年(2018年)9月21日熊本県告示第748号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和3年(2021年)4月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

小谷地区(大規模)

上益城郡益城町大字小谷字下津留289番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、3  
 44番2、344番1、307番、309番1、310番1、311番1、312番1、31  
 3番の一部(次の図に示す部分に限る。)、313番地先の道の一部(次の図に示す部  
 分に限る。)、337番6、337番1、387番4、336番3の一部(次の図に示す部  
 分に限る。)、335番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、334番の一部(次の図  
 に示す部分に限る。)、289番4、347番、348番1、348番2、340番1、  
 340番3、349番2、349番1、349番3、350番1、350番2、350  
 番3、353番1、353番2、338番1、339番1、339番2、354番1、  
 354番1地先の道、354番2、356番1、356番2、356番3、358番、  
 358番1、359番、362番、363番1、363番2、337番2、384番、  
 384番地先の道、385番1、385番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、  
 373番1、381番、374番、370番2、370番3、370番5、370番6、  
 373番2、373番2地先の道、373番3、373番4、373番5、364番1、  
 364番3、364番4、364番5、365番1、365番2、365番4、365  
 番5、366番、366番2、368番、368番2、369番、369番2、375  
 番1、375番2、375番3、377番、379番、380番1、380番2、38  
 6番、387番1、387番7、388番2、388番6、389番1、389番2、38  
 90番1、390番1地先の道、419番1、419番2、419番3、419番7、  
 421番1、421番1地先の道、421番3、422番2、422番2地先の道、4  
 23番1、423番2、424番、425番2、426番、427番1、427番3、  
 428番、429番1、462番1、463番、464番1、464番1地先の道、4  
 64番2、465番1、465番5、465番6、459番5、466番1、466番  
 2、467番1、468番、470番  
 上益城郡益城町大字小谷字内村485番、486番、487番、487番地先の水、  
 488番1、488番3、489番、492番、493番2、494番、504番1、  
 504番2、504番2地先の道、507番、508番、503番、502番、495  
 番1、496番1、474番の一部(次の図に示す部分に限る。)、497番、499番  
 3の一部(次の図に示す部分に限る。)、476番1、476番1地先の道、476番2、  
 476番2地先の道、471番1、471番1地先の道、471番3、472番、47  
 3番、474番2、475番1、475番2、484番1、484番1地先の水、48  
 3番1、482番1、482番3、482番4、477番1、477番3、478番1、  
 478番3、479番1、480番1、481番1、481番1地先の水の一部(次の  
 図に示す部分に限る。)、481番3、515番、516番1、516番2、517番1、  
 517番1地先の道、517番2  
 上益城郡益城町大字小谷字前田97番、97番地先の道、97番1、98番、99番  
 1、99番1地先の道、99番2、99番2地先の水、100番、100番地先の道の  
 一部(次の図に示す部分に限る。)、101番2、101番3、101番4、101番5、  
 102番、102番地先の道、103番、104番1、104番2、107番、108  
 番1、108番1地先の道、109番、109番地先の水、110番1、111番、1  
 16番1、117番1、118番1、118番2、119番、120番、120番地先  
 の水、122番、123番、125番1、125番1地先の水の一部(次の図に示す部  
 分に限る。)、125番2、126番1、129番1、130番1、130番1地先の道  
 の一部(次の図に示す部分に限る。)、130番2、130番6、130番10、131

番、132番、157番、159番、159番地先の、160番1、160番1地先  
 の水、162番1、162番1地先の水、180番、181番、182番1、185番5、187番3、  
 3番4、165番1、165番1地先の水、180番、181番、182番1、185番5、187番3、  
 77番1、177番1地先の水、180番、181番、182番1、185番5、187番3、  
 0番、196番3、183番、183番7、186番4、187番5、187番7、187番1  
 5地先の道、185番6、185番7、186番4、187番5、187番7、187番1  
 187番1、187番12  
 0上益城郡益城町大字小谷字山道518番1、518番3、519番、520番、52  
 先の道の、524番1、524番2、531番1、531番3、531番4、531番5、529  
 31番6、532番1、532番2、533番、534番1地先の、534番6、534番7、534番  
 34番2、534番3、534番4、534番5、534番6、537番1、537番2、53  
 8、534番9、535番1、535番2、536番、537番1、539番、539番地先の道、5  
 7番3、537番4、538番、538番地先の道、539番、539番地先の、545番、  
 40番1、540番4、541番、542番、543番、547番1、番1、番1、番1、番1、番1、  
 546番、546番地先の道、547番1、番1、番1、番1、番1、番1、番1、番1、番1、  
 6上益城郡益城町大字小谷字陣内548番1、548番2、549番、550番1、5  
 648番1、648番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、647番2、  
 8番、588番、589番、580番、583番、584番、585番、586番、5  
 87番1、587番3、595番1、595番2、595番3、596番、602番1、  
 602番2、603番2、604番、605番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、  
 605番2、605番2地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、611番2の一  
 部(次の図に示す部分に限る。)、635番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、64  
 1番、643番1、644番1、644番3、649番、650番1、650番2、6  
 50番3、650番4、650番5  
 5上益城郡益城町大字小谷字陣内548番1、548番2、549番、550番1、5  
 54番3、554番4、551番、555番、556番1、556番2、557番1、  
 557番2、558番、559番2、560番1、560番2、561番、562番1、  
 562番2、563番、564番、564番地先の道、565番、565番地先の道、  
 566番、567番1、567番2、568番、569番1、569番2、570番1、  
 570番4、571番、572番、573番1、573番3、573番3地先の道、5  
 73番2、574番、574番地先の道、576番21、576番21地先の道の一部  
 (次の図に示す部分に限る。)、576番35  
 6上益城郡益城町大字小谷字上古閑652番、652番地先の道の一部(次の図に示す  
 部分に限る。)、653番、655番

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第430号**

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により令和元年(2019年)6月28日熊本県告示第129号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和3年(2021年)4月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

広崎2地区(大規模)

上益城郡益城町大字広崎字内無田361番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、3  
 61番6、361番7、361番8、361番8地先の道の一部(次の図に示す部分に  
 限る。)、364番1、364番2、364番3、365番2、366番2、366番3、  
 366番4、367番1、367番1地先の水、367番2、367番3、368番1、  
 368番2、368番3、368番4、368番5、368番6、369番1、369  
 番2、369番3、369番4、369番5、370番1、370番2、370番3、  
 370番4、370番5、370番6、370番8、370番9、370番10、37  
 1番1、371番2、371番3、371番4、371番5、371番7、372番1、  
 372番5、372番6、372番7、372番8、372番9、372番10、37  
 2番11、373番1、373番2、373番3、373番4、374番3、374番  
 4、374番5、374番6、374番7、375番1、375番2、376番1、3  
 76番2、376番2地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、376番7、37  
 9番1、379番4、380番1、380番1地先の水の一部(次の図に示す部分に限  
 る。)、381番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、381番4、381番11、3  
 81番12、381番13  
 上益城郡益城町大字広崎字北原521番1、521番1地先の水、521番3、52

1番5、522番1、522番2、522番3、522番4、524番1、524番2、  
 528番1、528番4、528番5、528番6、528番7、528番8、528番  
 9、528番10、528番11、528番12、528番13、528番14、5  
 28番15、528番16、528番17、529番3、529番4、529番4地先  
 の脱落地、529番5、529番6、529番7、529番8  
 上益城郡益城町大字広崎字居屋敷、530番1、530番2、530番3、530番4、  
 530番5、530番6、531番1、532番1、532番2、532番3、532  
 番4、532番5、532番6、533番1、533番2、533番3、533番4、  
 533番7、533番8、533番9、533番10、534番、535番、536番、  
 537番、538番、539番・540番合併1、540番2、540番3、541番、  
 542番、542番、543番、544番、545番1、545番2、546番1、546番  
 2、549番、550番1、550番2、551番、552番、553番、554番、  
 555番1、555番3、555番4、558番の一部(次の図に示す部分に限る。)、  
 559番1、559番2、559番3、610番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、  
 610番3、610番4、610番5、610番6、610番7、619番1、620  
 番、621番2、621番3、621番4、622番2、622番3、623番、62  
 3番2、623番3、623番4、623番5、624番1、624番2、624番3、  
 624番4、625番、626番、627番、627番2、628番、628番2、6  
 28番2地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、629番1、629番3、62  
 9番4、629番5、629番6、629番7、630番1、630番4、630番5、  
 630番6、630番7、631番1、631番4、632番1、633番1、634  
 番1、634番2、635番1、636番1、636番2、637番1の一部(次の図  
 に示す部分に限る。)、639番1、639番2、640番、642番1、642番2、  
 643番1、643番2、643番3、643番4、643番5、643番6、644  
 番1、647番、648番1、648番2、648番3、655番、655番地先の水  
 の一部(次の図に示す部分に限る。)、656番1、656番2、656番3、657番  
 1、657番2、658番1、658番4、658番5、658番11  
 上益城郡益城町大字広崎字大友660番1、660番2、660番3、660番7、  
 660番8、660番9、660番10、660番11、662番1、662番2、6  
 62番3、662番4、662番5、663番1、663番2、663番3、664番、  
 665番、666番

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に  
 備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第431号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により令和3年(20  
 21年)4月16日付けで専決した令和3年度(2021年度)熊本県一般会計補正予算  
 (第1号)の要領は、次のとおりである。  
 令和3年(2021年)4月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第1号

令和3年度熊本県一般会計補正予算(第1号)

令和3年度熊本県の一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,166,705千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ873,280,755千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月16日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県告示第432号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和3年（2021年）4月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
S A I 宇土教室 宇土市新小路町 52番地	合同会社NAVA 熊本市南区城南町隈 庄537番地 梅田 亮	令和3年（2021年）4月15日	435230 0190	指定放課後等デイサービス

**公 告**

**熊本県公告第282号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年（2021年）4月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社九州セレクト	熊本市東区戸島西	熊本市東区戸島西五丁目2912番
株式会社すえ広ファーム	熊本市東区小山町	熊本市東区戸島町2118番ほか2筆
今村 奈揮	熊本市東区下南部	熊本市東区中江町92番
嶋村 博	熊本市東区画図町所島	熊本市東区画図町大字所島字堂ノ下638番ほか10筆
農事組合法人秋津営農組合	熊本市東区沼山津	熊本市東区秋津町沼山津字本手元2903番1ほか3筆
農事組合法人秋津営農組合	熊本市東区沼山津	熊本市東区秋津町沼山津字長田2319番1
西田 恭	熊本市西区中島町	熊本市西区中島町字南潟2107番ほか6筆
上野 光国	熊本市西区中島町	熊本市西区中島町字沖新地2739番ほか2筆
上妻 純一	熊本市西区中原町	熊本市西区中島町字沖新地2710番1ほか3筆
緒方 めぐみ	熊本市西区河内町東門寺	熊本市西区河内町東門寺字下貉1269番ほか5筆
高井 秀人	玉名市天水町小天	熊本市西区河内町野出字白膠原306番2ほか1筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字談儀所654番ほか1筆
林田 一男	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字汐入2240番
森田 昇	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸笛田町字葎ノ本1279番1ほか7筆

株式会社穀菜	熊本市南区江越	熊本市南区御幸笛田町字井尻1525番
森田 昇	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸笛田六丁目1507番1ほか1筆
古上 普史	熊本市南区御幸笛田	熊本市南区御幸笛田六丁目1509番
三笥 成詞	熊本市南区土河原町	熊本市南区土河原町字西ノ出口368番1ほか6筆
西村 和洋	熊本市南区並建町	熊本市南区会富町字居上1825番
細田 泰士	熊本市南区会富町	熊本市南区会富町字土取1878番1ほか2筆
園村 秀男	熊本市南区海路口町	熊本市南区奥古閑町字中潟2879番ほか1筆
株式会社アグリ 飽田	熊本市南区会富町	熊本市南区会富町字三反田806番1ほか3筆
西村 茂	熊本市南区会富町	熊本市南区会富町字明神1419番1ほか8筆
西村 令二	熊本市南区会富町	熊本市南区会富町字大道978番ほか10筆
西村 光男	熊本市南区会富町	熊本市南区会富町字明神1456番ほか2筆
西村 令二	熊本市南区会富町	熊本市南区会富町字三反田844番
藤本 博昭	熊本市南区白石町	熊本市南区白石町字南二丁分437番1ほか5筆
上田 元雄	熊本市南区富合町西 田尻	熊本市南区富合町莎崎字前田714番2
上田 元雄	熊本市南区富合町西 田尻	熊本市南区富合町莎崎字前田714番1ほか1筆
辻 弘幸	熊本市南区富合町榎 津	熊本市南区富合町大町字尾崎144番
農事組合法人火 の君とよだ	熊本市南区城南町塚 原	熊本市南区城南町東阿高字新開270番ほか1筆
農事組合法人火 の君とよだ	熊本市南区城南町塚 原	熊本市南区城南町鱒瀬字前田1513番1ほか1筆
西原 禎二	熊本市北区植木町豊 岡	熊本市北区植木町木留字中道1066番1ほか7筆
船津 公仁	玉名郡南関町上長田	玉名郡南関町大字関村字西ノ原20番ほか5筆

2 認可年月日  
令和3年(2021年)4月13日

**熊本県公告第283号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)4月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
西田 和志	宇城市小川町河江	宇土市花園町字西原2138番ほか1筆
農事組合法人走 潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟580番
松本 正一	阿蘇市乙姫	阿蘇市乙姫字山西ノ上850番2ほか2筆
合同会社村上農	阿蘇市永草	阿蘇市永草字堀1706番1ほか1筆

園		
合同会社村上農園	阿蘇市永草	阿蘇市永草字岩倉1231番2ほか10筆
合同会社村上農園	阿蘇市永草	阿蘇市永草字岩倉1228番ほか3筆
合同会社村上農園	阿蘇市永草	阿蘇市狩尾字下田代105番1ほか7筆
合同会社村上農園	阿蘇市永草	阿蘇市狩尾字四ツ江1413番1ほか3筆
嶋川 栄治	阿蘇市永草	阿蘇市永草字下井手下780番
嶋川 栄治	阿蘇市永草	阿蘇市永草字上井手下684番1ほか4筆
嶋川 栄治	阿蘇市永草	阿蘇市永草字下田代315番ほか6筆
坂梨 祐一	阿蘇市狩尾	阿蘇市狩尾字四ツ江1415番
坂梨 祐一	阿蘇市狩尾	阿蘇市狩尾字市ノ原1554番
荒井 弘	阿蘇市狩尾	阿蘇市跡ヶ瀬字流516番
荒井 弘	阿蘇市狩尾	阿蘇市狩尾字市ノ原1537番1

2 認可年月日  
令和3年(2021年)4月14日

**熊本県公告第284号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和3年(2021年)4月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字松ノ本1665番72  
394.79平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
合志市御代志1665番地40  
本田 将大  
本田 一江

**熊本県公告第285号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和3年(2021年)4月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上六嘉字鈴町935番1及び同935番2  
262.32平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市南区幸田二丁目5番31-403号  
前田 徹

**熊本県公告第286号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和3年(2021年)年4月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
山鹿市古閑字天の川919番3、同919番4、同919番6、同920番1、同920番3、同920番4、同921番1、同921番2、同921番3、同922番1、同922番5、同922番6、同925番1及び同925番3  
4,965.54平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
山鹿市菊鹿町下永野507-1  
永田 博光

**熊本県公告第287号**

土地改良事業共同施行委員長山内博史から認可の申請があった弁差川地区の換地計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する第52条の2第1項の規定により、令和3年（2021年）4月12日付けで計画を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

関係権利者で不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求を申し出ることができる。

令和3年（2021年）4月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧の期間 令和3年（2021年）4月26日から  
令和3年（2021年）5月27日まで
- 2 縦覧の場所 南阿蘇村役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第288号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和3年（2021年）4月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 業務の名称  
熊本県全庁ネットワーク再構築業務委託
  - (2) 業務に係る発注・契約担当部局  
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報政策課情報基盤・セキュリティ班（熊本県庁行政棟新館9階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - (3) 業務に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - (4) 業務の内容  
熊本県全庁ネットワーク再構築業務委託要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。
  - (5) 委託期間  
契約締結日から令和4年（2022年）3月31日（木）まで
  - (6) 履行場所  
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報政策課
  - (7) 入札方式（紙入札併用案件）  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
  - (8) 入札金額  
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
  - (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
  - (10) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
  - (11) 低入札価格調査の設定  
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項  
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（

平成18年熊本市業務区分第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち、本業務区分が「委託」、営業種目が「情報処理」であること。また、競争入札参加資格を有しない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要となる場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアの間、競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和3年(2021年)5月7日(金)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
 熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)  
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等  
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出は先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 仕様書の内容を満たしていることを証明できること。
- (5) 公告の日から過去5年以内(有する場合は政令市におけるネットワーク構築実績及びActive Directory環境の運用実績を有すること)。
- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書  
 イ 機能等証明書、納入物品仕様一覧及び添付書類

ウ 2(5)のネットワーク構築実績及びActive Directory環境の運用実績の対象となる契約書及び仕様書の写し等

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、

(1)アからウに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和3年(2021年)5月21日(金)午後5時まで

(4) 提出先

1(3)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)5月21日(金)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)6月3日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和3年

(2021年)6月2日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和3年(2021年)6月3日(木)午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和3年(2021年)6月2日(水)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、1封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(3)の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

なお、本入札は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもつて申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限  
イ 提出場所 1(2) の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。  
(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先  
ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。  
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報政策課情報基盤・セキュリティ班  
電話番号 096-333-2143  
ファックス番号 096-381-8211  
イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010  
ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。  
熊本県出納局管理調達課調達班  
電話番号 096-333-2580  
ファックス番号 096-381-9010  
エ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455  
(2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment  
Kumamoto Prefectural Government Network Reconstruction  
(2) Date and Place for tender  
Date: June 3rd 2021 10:00 a.m.  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)  
(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Information Policy Division, Transportation Policy and Information  
Bureau, Department of Planning and Development  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
(9th floor of Prefectural Government New Building)  
862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2143  
(4) Other  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第289号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条並びに第51条第2項及び第4項の規定により、令和3年度（2021年度）狩猟免許試験並びに狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習を次のとおり実施する。

令和3年（2021年）4月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 受験資格
 

熊本県内に住所を有する者で、狩猟免許を取得し、又は有効期間を更新しようとする者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

  - (1) 20歳に満たない者（網・わな猟に限り18歳に満たない者）
  - (2) 次のいずれかの病気にかかっている者
    - ア 統合失調症
    - イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
    - ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
    - エ たらさねいもで掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
  - (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
  - (4) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（（1）から（3）までのいずれかに該当する者を除く。）
  - (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
  - (6) 法第52条第2項第1号に該当するに至ったとして狩猟免許の全部又は一部を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者
- 2 試験等の内容
  - (1) 狩猟免許試験の内容
    - ア 狩猟に関する知識試験  
択一式の筆記試験により、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識について行う。
    - イ 狩猟に関する適性試験  
視力、聴力及び運動能力について行う。
    - ウ 狩猟に関する技能試験  
狩猟免許の種類（網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許）ごとに行う。
  - (2) 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の内容
    - ア 狩猟に関する適性検査  
視力、聴力及び運動能力について行う。
    - イ 狩猟に関する講習  
法及び法施行令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理について行う。
- 3 試験等の日程及び場所
  - (1) 狩猟免許試験については、別表1のとおりとする。
  - (2) 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習については、別表2のとおりとする。
- 4 申請手続
  - (1) 申請書類の請求先
 

ア	熊本県	県央広域本部	宇城地域振興局	農林部	林務課
イ	熊本県	県央広域本部	上益地域振興局	農林部	林務課
ウ	熊本県	県北広域本部	玉名地域振興局	農林部	林務課
エ	熊本県	県北広域本部	鹿本地域振興局	農林部	林務課
オ	熊本県	県北広域本部	菊池地域振興局	農林部	林務課
カ	熊本県	県北広域本部	阿蘇地域振興局	農林部	林務課
キ	熊本県	県南広域本部	八代地域振興局	農林部	林務課
ク	熊本県	県南広域本部	芦北地域振興局	農林部	林務課
ケ	熊本県	県南広域本部	球磨地域振興局	農林部	森林保全課
コ	熊本県	天草広域本部	天草地域振興局	農林部	林務課
ク	熊本県	環境生活部	環境局	自然保護課	
  - (2) 申請書類の提出先
    - ア 狩猟免許試験
      - (ア) 第1回から第4回までの狩猟免許試験の場合  
申請者の住所地を所管する熊本県広域本部地域振興局の農林部林務（森林保全）課（申請者の住所地が熊本市の区域内にある場合は、熊本県環境生活部環境局自然保護課）とする。
      - (イ) 第5回及び第6回の狩猟免許試験の場合  
熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。
    - イ 狩猟免許の有効期間更新に関する適性検査及び講習  
原則として、申請者の住所地を所管する熊本県広域本部地域振興局の農林部林務（森林保全）課（申請者の住所地が熊本の場合は、熊本県環境生活部環境局自然保護課）とする。ただし、令和3年（2021年）9月5日実施に係る分については、熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。
  - (3) 申請書類の受付期限  
狩猟免許試験又は狩猟免許の有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日の16日前までに必着のこと。
  - (4) 提出書類等

- ア 狩猟免許試験
    - (ア) 狩猟免許申請書 1部
    - (イ) 写真(申請前6月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの) 1部
    - (ウ) 1の(2)から(4)までに該当しない者である旨の医師の診断書 1部  
(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、その許可証の写しを提出することにより、これに代えることができる。)
    - (エ) 84円郵便切手を貼り、自己の住所を記入した返信用の封筒 1部
  - イ 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習
    - 狩猟免許有効期間更新申請書 1部
    - ア(イ)から(エ)までに掲げる提出書類等
  - (5) 狩猟免許申請手数料及び狩猟免許有効期間更新申請手数料  
熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の規定に基づく手数料として、次に掲げる金額の熊本県収入証紙を申請書に貼付し、納付すること。
  - ア 狩猟免許申請手数料5,200円(既に網猟、わな猟、第1種銃猟又は第2種銃猟のいずれかの免許を取得し、その保有する免許以外の種類を受験する者にあつては、3,900円)
  - イ 狩猟免許有効期間更新申請手数料 2,900円
- 5 試験等当日の携行品
- (1) 受験票
  - (2) 筆記用具
  - (3) マスク
  - (4) 履修状況チェックシート(狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習出席者のみ)
- 6 その他
- (1) 天災その他特別の事由により実施日時、場所等を変更することがある。
  - (2) 不明の点は、4(1)アからサまでの各請求先に問い合わせること。
  - (3) 偽りその他不正の手段により受験される場合は、法により罰せられますので、御注意ください。  
(例) 県外に住所を有していることを偽って熊本県で受験する場合

別表1 狩猟免許試験実施日程及び場所

区 分	日 程	場 所
第1回試験 (いずれかの 1日を受験)	令和3年(2021年)6月26日(土)	熊本県宇城総合庁舎大会議室
	令和3年(2021年)6月27日(日)	
第2回試験 (いずれかの 1日を受験)	令和3年(2021年)7月17日(土)	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室
	令和3年(2021年)7月18日(日)	
第3回試験	令和3年(2021年)7月31日(土)	中小企業大学校人吉校大教室
第4回試験	令和3年(2021年)8月21日(土)	熊本県天草総合庁舎大会議室
第5回試験	令和3年(2021年)12月5日(日)	熊本県庁本館地下大会議室
第6回試験	令和4年(2022年)1月23日(日)	熊本県庁本館地下大会議室

別表2 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日程及び場所

日 程	場 所
令和3年(2021年)6月12日(土)	南阿蘇村役場大会議室
令和3年(2021年)6月13日(日)	芦北町民総合センター 「しろやまスカイドーム」1階アリーナ
令和3年(2021年)6月16日(水)	熊本県芦北総合庁舎大会議室
令和3年(2021年)6月19日(土)	南小国町自然休養村管理センター2階大会議室

令和3年(2021年)6月20日(日)	熊本県鹿本総合庁舎大会議室
令和3年(2021年)7月1日(木)	熊本県宇城総合庁舎大会議室
令和3年(2021年)7月4日(日)	熊本県宇城総合庁舎大会議室 熊本県庁本館地下大会議室
令和3年(2021年)7月9日(金)	熊本県上益城総合庁舎大会議室
令和3年(2021年)7月10日(土)	熊本県玉名総合庁舎大会議室 熊本県上益城総合庁舎大会議室 熊本県菊池総合庁舎大会議室 高森総合センター2階大会議室 上天草市大矢野老人福祉センター会議室
令和3年(2021年)7月11日(日)	牛深総合センター会議室
令和3年(2021年)7月24日(土)	熊本県天草総合庁舎大会議室
令和3年(2021年)8月5日(木)	山都町矢部保健福祉センター 「千寿苑」多目的ホール
令和3年(2021年)8月6日(金)	山都町矢部保健福祉センター 「千寿苑」多目的ホール
令和3年(2021年)8月7日(土)	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室 熊本県八代総合庁舎大会議室 多良木町多目的研修センター2階研修室
令和3年(2021年)8月8日(日)	熊本県八代総合庁舎大会議室 熊本県球磨総合庁舎中会議室 熊本県庁本館地下大会議室
令和3年(2021年)8月9日(月)	熊本県球磨総合庁舎中会議室
令和3年(2021年)8月28日(土)	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室
令和3年(2021年)9月5日(日)	熊本県庁本館地下大会議室

**熊本県公告第290号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和3年(2021年)4月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス矢部店  
上益城郡山都町上寺字田園2044 他
- 2 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称)ドラッグコスモス矢部店  
(変更後) ドラッグコスモス矢部店
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 代表取締役 宇野 正晃  
(変更後) 代表取締役 横山 英昭
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名(名称)	代表者	住所
株式会社コスモ	代表取締役 宇野正晃	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁

ス薬品		目10番1号
他未定		
(変更後)		
氏名(名称)	代表者	住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山英昭	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
他未定		

3 変更年月日

- (1) 平成29年(2017年)4月15日
- (2) 令和2年(2020年)8月21日
- (3) 令和2年(2020年)8月21日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局総務振興課  
令和3年(2021年)4月23日から令和3年(2021年)8月23日

**熊本県公告第291号**

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年(2021年)4月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
電算処理業務委託 30業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報政策課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年(2021年)3月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社熊本計算センター  
熊本市中央区水前寺一丁目7番26号
- 5 随意契約に係る契約金額  
74,923,200円(うち消費税及び地方消費税の額6,811,200円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第11条第1項第2号による。

**熊本県公告第292号**

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年(2021年)4月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
電子計算機組織等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報政策課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年(2021年)3月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社J E C C  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
147,840,000円(うち消費税及び地方消費税の額13,440,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第11条第1項第2号による。

**熊本県公告第293号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和3年（2021年）4月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字蛙石1873番29  
340.98平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡大津町大字室402番地1 ポルテ・ボヌール301号  
坂井 亮太  
坂井 千絵

**熊本県公告第294号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和3年（2021年）4月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字下出口2958番18  
209.72平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市須屋1437番地4 シュプロスII101号  
中山 駿

**熊本県公告第295号**

熊本市南区に事務所を置く熊本市南土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年（2021年）4月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	高木 正一	熊本市南区合志2丁目16番20号
理事	清田 政和	熊本市南区護藤町2171番地
理事	植村 清一	熊本市南区畠口町110番地
理事	原田 正弘	熊本市南区中無田町835番地1
理事	東 修二	熊本市南区銭塘町376番地
理事	村上 義博	熊本市南区銭塘町938番地
理事	守田 博幸	熊本市南区内田町1727番地
理事	寺田 秋弘	熊本市南区奥古閑町82番地1
理事	荒木 秀昭	熊本市南区奥古閑町1934番地
理事	白石 鶴雄	熊本市南区海路口町3689番地2
理事	永井 智文	熊本市南区海路口町449番地1
理事	津田 正昭	熊本市南区海路口町3965番地
理事	松田 克己	熊本市南区川口町2572番地
理事	田中 豊	熊本市南区川口町3140番地
監事	中村 祐二	熊本市南区美登里町1064番地3
監事	藤山 司	熊本市南区海路口町1750番地
監事	川上 栄一	熊本市南区八幡10丁目1番98号
就任		
理事	高木 正一	熊本市南区合志2丁目16番20号
理事	清田 政和	熊本市南区護藤町2171番地
理事	植村 清一	熊本市南区畠口町110番地
理事	原田 正弘	熊本市南区中無田町835番地1

理事	東 修二	熊本市南区銭塘町376番地
理事	村上 義博	熊本市南区銭塘町938番地
理事	守田 博幸	熊本市南区内田町1727番地
理事	寺田 秋弘	熊本市南区奥古閑町82番地1
理事	村上 克昭	熊本市南区奥古閑町2524番地
理事	藤山 司	熊本市南区海路口町1750番地
理事	白石 鶴雄	熊本市南区海路口町3689地2
理事	津田 正昭	熊本市南区海路口町3965番地
理事	松田 克己	熊本市南区川口町2572番地
理事	田中 豊	熊本市南区川口町3140番地
監事	川上 栄一	熊本市南区八幡10丁目1番98号
監事	中村 祐二	熊本市南区美登里町1064番地3
監事	井手 謙一	熊本市南区海路口町453番地
監事	森 義成	熊本市南区八分字町2647番地10

**熊本県公告第296号**

菊池市に事務所を置く旭志村土地改良区理事長上田巖から令和3年(2021年)1月29日付けで申請のあった定款の変更については、令和3年(2021年)4月14日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和3年(2021年)4月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**登載依頼**

**公告**

環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第3条の3第1項の規定により作成した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)について、同法第3条の7の規定により一般の意見を求めるので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
令和3年(2021年)4月23日

- 山都太陽光発電所合同会社 職務執行者 西山 昂二
- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
    - (1) 名称 山都太陽光発電所合同会社
    - (2) 代表者の氏名 職務執行者 西山 昂二
    - (3) 主たる事務所の所在地 熊本県上益城郡益城町大字田原1155番地12
  - 2 対象事業の名称、種類及び規模
    - (1) 名称 アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業
    - (2) 種類 太陽電池発電所
    - (3) 規模 90MW(発電所出力)
  - 3 事業実施想定区域の位置  
熊本県上益城郡山都町大字下名連石、大字御所
  - 4 配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間
    - (1) 場所  
ア 熊本県庁(行政棟本館1階情報プラザ)  
イ 山都町役場(企画政策課)
    - (2) 期間 令和3年4月23日(金)から令和3年5月22日(土)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
    - (3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで(開庁時間に準ずる)
  - 5 配慮書の電子縦覧 <http://agrihills.jp/>
  - 6 意見書の提出  
配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に提出することができる。
  - 7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
    - (1) 提出期限 令和3年5月22日(土)当日消印有効
    - (2) 提出方法 後述の意見書の提出に必要な事項を記載し、問い合わせ先まで郵送(当日消印有効)又は縦覧場所(熊本県庁を除く)に設置された意見書箱への投函。
    - (3) 意見書の提出に必要な事項  
意見書には次に掲げる事項を記載すること。  
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である配慮書の名称  
 ウ 配慮書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）

- 8 問合せ先  
 山都太陽光発電所合同会社  
 〒861-2202 熊本県上益城郡益城町大字田原1155番地12  
 TEL 096-243-0988  
 （午前9時00分から午後5時00分まで（土日・祝日を除く））  
 担当：酒本

**熊本県公安委員会告示第4号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のように委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項の規定により告示する。  
 令和3年（2021年）4月23日

熊本県公安委員会委員長 小野 長門

- 1 委嘱年月日  
 令和3年4月1日  
 2 委嘱を受けた者の氏名、連絡先及び活動区域

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
西 菌 謙 吾	096-323-0110（熊本中央警察署生活安全課）	熊本中央警察署管轄区域
布 田 昭	〃	〃
柳 邊 眞 理 子	〃	〃
石 原 正 彦	〃	〃
口 元 明 作	〃	〃
谷 口 紀 子	〃	〃
菊 池 智 子	〃	〃
田 上 久 美 子	〃	〃
原 野 信 二	〃	〃
田 島 直 子	〃	〃
松 尾 步	〃	〃
吉 田 一 美	096-326-0110（熊本南警察署生活安全課）	熊本南警察署管轄区域
福 島 清 文	〃	〃
山 口 義 人	〃	〃
島 田 ゆ き	〃	〃
徳 永 龍 磨	〃	〃
木 下 の ぞ み	〃	〃
平 野 裕 勝	〃	〃
本 郷 博 央	〃	〃
富 田 康 之	096-368-0110（熊本東警察署生活安全課）	熊本東警察署管轄区域
宮 津 美 光	〃	〃
寺 田 健 次 郎	〃	〃
上 田 純 一	〃	〃
小 山 高 平	〃	〃
光 本 範 雄	〃	〃
川 上 芙 美	〃	〃
大 谷 昭 広	〃	〃
前 田 一 宏	096-341-0110（熊本北合志警察署生活安全課）	熊本北合志警察署管轄区域
山 許 博	〃	〃
吉 村 美 智 子	〃	〃
塘 添 和 弘	〃	〃
今 村 昌 司	0968-74-0110（玉名警察署生活安全課）	玉名警察署管轄区域
藤 田 謙 治	〃	〃
一 二 三 宏	0968-68-5110（荒尾警察署生活安全課）	荒尾警察署管轄区域
宮 崎 隆 生	〃	〃
矢 野 英 明	0968-44-0110（山鹿警察署刑事・生活安全課）	山鹿警察署管轄区域

中原 英明	0968-44-0110 (山鹿警察署刑事・生活安全課)	山鹿警察署管轄区域
高城 啓治	0968-24-0110 (菊池警察署刑事・生活安全課)	菊池警察署管轄区域
緒方 誠也	〃	〃
迫 光一	〃	〃
坂本 秀輝	096-294-0110 (大津警察署生活安全課)	大津警察署管轄区域
福島 知雄	〃	〃
上村 修一	0967-35-5110 (阿蘇警察署刑事・生活安全課)	阿蘇警察署管轄区域
市原 巧	〃	〃
中原 豊	0964-33-0110 (宇城警察署生活安全課)	宇城警察署管轄区域
小畑 光	〃	〃
市村 直子	0965-33-0110 (八代警察署生活安全課)	八代警察署管轄区域
中野 博視	〃	〃
寺田 公子	〃	〃
松本 一幸	〃	〃
平野 繁子	〃	〃
河崎 澄男	〃	〃
川原 清藤	0966-24-4110 (人吉警察署生活安全課)	人吉警察署管轄区域
蓑毛 和也	〃	〃
釜田 顕	〃	〃
福本 正人	0969-24-0110 (天草警察署生活安全課)	天草警察署管轄区域
田中 正行	〃	〃
松下 克己	〃	〃

熊本県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年(2021年)4月23日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

**熊本県教育委員会規則第2号**

熊本県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

題名を次のように改める。

熊本県教育委員会における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則  
 本則中「情報通信の技術を利用する」を「情報通信技術を利用する」に、「熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「熊本県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**熊本県警察本部公告第33号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年(2021年)4月23日

熊本県警察本部長 岸田 憲夫

- 1 落札に係る特定役務の名称  
 令和3年度(2021年度)・4年度(2022年度)・5年度(2023年度)熊本県警察本部庁舎清掃業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管財・管理係
- 3 落札者を決定した日  
 令和3年(2021年)3月16日
- 4 落札者の氏名及び住所  
 熊本市中央区南熊本五丁目10番4号  
 株式会社 明光  
 代表取締役 伊瀬知 美里
- 5 落札金額

- 53,394,000円(うち消費税及び地方消費税額4,854,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札
  - 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和3年(2021年)1月22日